

平成26年11月21日開催

第37回選挙管理委員会会議録

新潟市西区選挙管理委員会

第37回 新潟市西区選挙管理委員会日程

第1 開会の宣言

第2 付議事項

- | | |
|--------|------------------------------|
| 議案第27号 | 選挙人名簿登録の移替え延期について |
| 議案第28号 | 選挙人名簿の縦覧の場所等について |
| 議案第29号 | 在外選挙人名簿の縦覧の場所等について |
| 議案第30号 | ポスター掲示場の設置場所について |
| 議案第31号 | 不在者投票事務を取り扱う場所について |
| 議案第32号 | 期日前投票所の設置について |
| 議案第33号 | 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について |
| 議案第34号 | 投票所の設置について |
| 議案第35号 | 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について |
| 議案第36号 | 投票の順序について |
| 議案第37号 | 在外選挙人名簿の登録及び抹消について |

第3 閉会の宣言

第37回 新潟市西区選挙管理委員会会議録

開催日時 平成26年11月21日（金） 午後5時30分

開催場所 新潟市西区役所 4階 対策室

出席委員（3人） 委員長 小林 進 職務代理者 大矢 一夫
委員 今井 浩 委員 福田 孝子

出席職員（4人） 局長 笠原 明夢 次長 中山 希添子
主幹 石崎 浩 主査 岡村 直也

付議事項

付議事項	説明	質疑、意見・応答及び審議の結果
議案第27号 選挙人名簿登録の移替えを行わない期間について	公職選挙法施行令第17条第1号により規定されている、登録の移替えを行わない期間を平成26年11月21日から12月14日までとするもの。	（審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。
議案第28号 選挙人名簿の登録基準日及び縦覧の場所について	公職選挙法第23条第1項に基づく、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙人名簿縦覧期間を12月2日とするもの。また、縦覧場所に西区選挙管理委員会事務局を指定するもの。	（審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。
議案第29号 在外選挙人名簿の登録基準日及び縦覧の場所について	公職選挙法第30条の7第1項に基づく、在外選挙人名簿縦覧期間を12月2日とするもの。また、縦覧場所に西区選挙管理委員会事務局を指定するもの。	
議案第30号 ポスター掲示場の設置場所及び掲示できる日について	公職選挙法第144条の2第1項に基づく衆議院議員小選挙区選出議員選挙のポスター掲示場を選定するもの。	（審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。

<p>議案第31号 不在者投票事務を取り扱う場所 について</p>	<p>衆議院議員総選挙及び最高裁判 所裁判官国民審査における不在 者投票事務を、西区役所、西出張 所、及び黒崎出張所の3箇所で行 うことを定めたもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案 のとおり決定した。</p>
<p>議案第32号 期日前投票所の設置について</p>	<p>公職選挙法第48条の2第3項に おいて準用する第39条に基づき、 衆議院議員総選挙及び最高裁判 所裁判官国民審査における期日 前投票所を西区役所、西出張所、 及び黒崎出張所の3箇所で行う ことを定めたもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案 のとおり決定した。</p>
<p>議案第33号 在外選挙人が期日前投票を行う 期日前投票所の指定について</p>	<p>公職選挙法第49条の2第2項の 規定により読み替えて適用され る第48条の2第2項に基づき、 衆議院議員総選挙における在外 選挙人が期日前投票所を西区役 所で行うことを定めたもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案 のとおり決定した。</p>
<p>議案第34号 投票所の設置について</p>	<p>西区管内の35箇所の投票所設 置の提案をするもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案 のとおり決定した。</p>
<p>議案第35号 氏名等の掲示の順序を定めるく じを行う場所及び日時について</p>	<p>公職選挙法第175条第3項に基づ き、衆議院議員総選挙における、 投票所、及び期日前投票所におけ る候補者の氏名等の掲示をする 順序は各市区町村の選挙管理委 員会が開票区ごとにくじにより 定めることとなっていることから、12月2日の選挙管理委員会に おいて、委員参集のうえ、午後5 時30分から西区役所でくじを行 うこととするもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案 のとおり決定した。</p>

<p>議案第36号 投票の順序について</p>	<p>衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、投票の順序を1 衆議院小選挙区選出議員選挙、2 衆議院比例代表選出議員選挙、3 最高裁判所裁判官国民審査の順番に定めたもの</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p>
<p>議案第37号 在外選挙人名簿の登録及び抹消について</p>	<p>在外選挙人名簿に登録する申出があった者の名簿への登録、及び抹消する事由があった者の名簿からの抹消を行うもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p>

閉会時刻 午後6時